

## 第 27 回都道府県対抗戦岩手県代表選手選考要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、平成 31 年（開催日調整中）に開催される第 27 回都道府県対抗全国ダンススポーツ大会 in 茨城の岩手県代表選手の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第 2 条 派遣選手の選考にあたっては、以下の基準に基づき、理事会でこれを決定するものとする。

区 分	対象選手
少年 A・B (W、Q、S、C)	高 3 以下（2001 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、同性 同士可
成 年 (F、Vw、P、J)	大学生以上（2001 年 4 月 1 日以前に生まれた者）
シニア II (T、R)	年齢 4 5 歳以上と年齢 4 0 歳以上（1974 年 12 月 31 日 以前に生まれた者と 1979 年 12 月 31 日以前に生まれた 者）
選考方法	選考対象競技会における公認 A 級戦又は承認選手権戦 の成績上位者より選考する。但し、当該競技区分に該 当する選手がいない場合は、公認 B 級戦の成績上位者 より選考する。少年 A・B について、公認一般級別競技 の成績で選考できない場合には、ジュニア区分（普及 区分を含む）より選考する。
得点方法	選考対象競技会における同一区分の上位 2 大会の成績 の得点合計

- 2 代表選手は、1 組 1 種目を原則として選考するものとする。ただし、少年 A・B 区分以外の選手は、当日の個人戦にエントリーすることを条件とする。
- 3 代表選手は、同一部門あるいは部門にまたがり組相手を替えたカップルも 1 組として選考対象とするものとする。
- 4 1 組 1 種目としてチーム編成ができない場合には、同一部門あるいは部門にまたがり 2 種目まで出場することとして選考するものとする。
- 5 代表選手選考において、合計得点に同点者が出た場合には、下記により決定するものとする。
  - (1) ブロック選手権の得点の高いカップルを優位とする。
  - (2) (1) においても得点が高同点の場合は、選考日にもっとも近い競技会の得点の高いカップルを優位とする。
  - (3) 同性同士可の区分において、同点が出た場合には男女カップルを優位とする。
- 6 前各号の規定に関わらず、以下に該当する場合はスタンダード又はラテンいずれか一方だけの派遣又は少数カップルでの派遣に努めるものとする。

- (1) 全区分で選考することができず、特定の区分を欠場することを前提として編成をする場合
- (2) 県連盟の財政事情等により 1 組 1 種目を原則とする選考が困難な場合

(選考対象競技会)

第 3 条 前条に規定する選考対象競技会は、以下の大会とする。

- ① 2018 年後期東北ブロック選手権大会（平成 30 年 10 月 14 日）
- ② 第 31 回岩手県ダンススポーツ大会（平成 30 年 11 月 11 日（予定））
- ③ 第 32 回岩手県ダンススポーツ大会（平成 31 年 3 月 3 日（予定））
- ④ 平成 31 年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間に PD 東北ブロック又は東北各県連盟（支部及び加盟団体を含む）が開催する JDSF 公認競技会

(得点)

第 4 条 第 2 条に規定する得点は、以下の通りとするが、ブロック選手権においては、以下の得点に各 10 点を加算するものとする。なお、JDSF 都道府県ランキング規程に規定する岩手県外の選手の成績を除く繰り上げは行わないものとする。

第 1 位 70 点、 第 2 位 65 点、 第 3 位 60 点、 第 4 位 55 点、  
第 5 位 50 点、 第 6 位 45 点、 第 7 位 40 点、 第 8 位 35 点、  
第 9 位 30 点、 第 10 位 25 点、 第 11 位 20 点 第 12 位 15 点、  
最終予選 10 点、 第 2 次予選 5 点、 第 1 次予選 1 点

- 2 前項の場合において、公認一般級別競技を繰り下げる場合においては、公認 B 級戦の場合には各 5 点を減点するものとし、減点後の点数が 0 点以下になる場合には 1 点とする。
- 3 準決勝が 13 組以上の場合、13 位は 14 点、14 位は 13 点、15 位は 12 点、16 位は 11 点とする。

(選考結果又は途中経過の公表)

第 5 条 会長は、この要領によって派遣選手を選考したときは、その結果を速やかに本人に通知し、公表するものとする。

- 2 会長は、必要と認めた時は途中経過をホームページ等により公表するように努めるものとする。
- 3 全区分の派遣が出来ない場合は理事会で協議し、派遣の有無について決定し公表するものとする。

(想定外の処理)

第 6 条 この要領により難しい場合には、理事会で決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、第 27 回都道府県対抗戦の終了と同時に廃止する。